

# 市民協働の推進に関する条例の制定に係る検討について

## 1 条例とは

条例とは、地方自治法第14条第1項の規定に基づき、法令に違反しない範囲において議会の議決を経て制定し、地方公共団体の長が公布する法規をいう。ここにいう法令とは、法律はもちろん、政令、府省令等の命令も入る。また、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例で規定しなければならない。(同条第2項)(出典：府中市公文例)

## 2 府中市における条例

府中市では、「通規」、「議会・選挙・監査」、「行政通則」、「人事」、「給与」、「財務」、「教育」、「民生」、「産業」、「建設」、「公営事業」、「防災」、「雑則」の13類で、183の条例が制定されている。

類及びその名称	条例数	主な条例
第1類「通規」	4	「府中市役所の位置を定める条例」、「府中市表彰条例」ほか
第2類「議会・選挙・監査」	9	「府中市議会議員定数条例」、「府中市議会における各会派に対する政務活動費の交付に関する条例」、「府中市監査委員に関する条例」ほか
第3類「行政通則」	14	「府中市組織条例」、「府中市附属機関の設置等に関する条例」、「府中市情報公開条例」、「府中市個人情報の保護に関する条例」ほか
第4類「人事」	13	「府中市職員定数条例」、「府中市職員の懲戒に関する条例」、「府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」ほか
第5類「給与」	13	「府中市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」、「府中市実費弁償条例」、「府中市職員の給与に関する条例」ほか
第6類「財務」	14	「府中市特別会計条例」、「府中市長期継続契約に関する条例」、「府中市基金条例」、「府中市市税条例」、「府中市手数料条例」ほか
第7類「教育」	18	「府中市立学校条例」、「府中市奨学資金給付条例」、「府中市立公民館条例」、「府中市文化財の保存及び活用に関する条例」、「府中市体育施設条例」ほか
第8類「民生」	62	「府中市福祉のまちづくり条例」、「府中市児童育成手当条例」、「府中市市民活動センター条例」、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」、「府中市介護保険条例」、「府中市環境基本条例」、「府中市暴力団排除条例」ほか
第9類「産業」	4	「府中市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例」、「府中市商店街の活性化に関する条例」ほか
第10類「建設」	24	「府中市道路条例」、「府中市建築協定に関する条例」、「府中市地域まちづくり条例」、「府中市立公園条例」、「府中市景観条例」ほか
第11類「公営事業」	1	「府中市モーターボート競走条例」
第12類「防災」	6	「府中市災害対策本部条例」、「府中市消防団に関する条例」ほか
第13類「雑則」	1	「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」

※ 本文中に「協働」の文言がある条例は、「総合計画条例」(第4条「策定方法」第3項)、「福祉のまちづくり条例」(第1条「目的」)、「介護保険条例」(第10条の9「包括的支援事業の実施に係る地域包括支援センターの基準」第2号)、「市民生活の安全確保に関する条例」(第3条「市の責務」第3号)、「地域まちづくり条例」(第1条「目的」)

## 3 他市における協働に関する条例制定の事例(各市HPによる確認)

協働に関する条例を制定している市は、全国で93市、東京都内では2市。

なお、協働に関する記載がある条例については、主に「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」などがあり、制定している自治体は、全国で344市、東京都内では21市。

(平成28年9月現在)

地域	関東	北海道	東北	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
市の数	203	35	76	164	125	54	38	118	813
協働条例数	27	0	10	21	16	10	1	8	93
割合	13%	0%	13%	13%	13%	19%	3%	7%	11%
協働関連条例	94	25	20	78	56	22	11	38	344
割合	46%	71%	26%	48%	45%	41%	29%	32%	42%

→協働に関する条例の整備が最も進んでいる地域は、中国地方で約2割、最も進んでいない地域は北海道であり、最も進んでいる都道府県は、滋賀県で約5割、最も進んでいない地域は北海道・栃木県・群馬県・山梨県・和歌山県・島根県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・鹿児島県・沖縄県である。

→自治基本条例等協働の記載のある条例の整備が最も進んでいる地域は、北海道で約7割、最も進んでいない地域は東北で約3割であり、最も進んでいる都道府県は、鳥取県で10割、続いて滋賀県・北海道で約7割、最も進んでいない都道府県は和歌山県である。

## 4 他市における協働に関する条例の傾向

・名称としては、「協働のまちづくり条例」や「協働によるまちづくり条例」などが最も多い傾向にあり、「市民協働条例」や「市民活動及び市民協働の推進に関する条例」という名称が最も少ない傾向にある。

・内容としては、条例制定の目的・趣旨、協働の定義及びまちづくりの担い手である市民、市民活動団体、事業者及び市の役割を中心に定めている傾向にある。

そのほかの内容としては、自治体によるが、「情報公開」、「個人情報保護」、「パブリック・コメント」、「政策形成過程参加手続」、「市民(住民)投票」、「人材育成」、「市の行う業務への参入機会の提供」、「協働契約」、「拠点施設」、「物品提供」、「財政的支援」、「基金の設置」、「提案制度」、「協働化」、「相談窓口の設置」、「協働パートナー登録制度」、「評価」などを規定している場合があるが、中には「話し合いの場づくり」や「ワークショップ」などについて規定している自治体もある。

また、一部の自治体では、「自治基本条例」や「まちづくり条例」の規定に基づき、協働を推進するために必要な事項や協働に関する手続等を定めるものとして、協働に関する条例を制定している場合がある。

→府中市ですでに制定されている条例や、「市民協働の推進に関する基本方針」、「市民協働推進行動計画」及び「市民協働都市宣言」に掲載されている内容が中心である。